(41)		北緯四十三度三十七分十五秒東経百四十五度二十六分四秒の点
(42)		北緯四十三度三十七分九秒東経百四十五度二十六分十四秒の点
(43)		北緯四十三度三十一分三十二秒東経百四十五度三十七分五十八秒の点
(44)		北緯四十三度三十二分九秒東経百四十五度四十分四十五秒の点
(45)		北緯四十三度二十八分十三秒東経百四十五度四十五分二十一秒の点
(46)		北緯四十三度二十七分十六秒東経百四十五度四十八分四十一秒の点
(47)		北緯四十三度二十三分二十四秒東経百四十五度五十分九秒の点
(48)		北緯四十三度二十三分七秒東経百四十五度四十九分二秒の点
大中型まき網漁業	北海道恵山岬灯台から青森県尻屋埼灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋埼灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島埼灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域	
かつお・まぐろ漁業	我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）	

（削る。）

別表第一（第六条関係）

船舶の総トン数の区分		最高限度
新トン数	旧トン数	
十五トン以上四十一トン未満	十五トン以上三十トン未満	六百七十キロワット
四十一トン以上七十六トン未満	三十トン以上五十トン未満	七百四十キロワット
七十六トン以上九十六トン未満	五十トン以上六十五トン未満	九百六十キロワット
九十六トン以上百二十六トン未満	六十五トン以上八十五トン未満	一千三十キロワット

備考

1　船舶の総トン数の区分の欄中「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

2　船舶の総トン数には、当該船舶の安全性若しくは居住性又は船員の安全若しくは衛生の確保に要したトン数を含まない。